

(和歌山県)

令和2年1月31日
資料提供
担当課：商工振興課
担当者：長谷川、福田
電話 073(441)2744

新型コロナウイルスの影響により売上が減少した

中小企業者への金融支援について <和歌山県>

1 和歌山県中小企業融資制度のご案内

和歌山県では、今回の新型コロナウイルスによる肺炎の拡大により外国人観光客等が減少するなど、売上等に影響がある県内中小企業者への支援として、経営支援資金（一般枠）の対象要件を下の通り緩和いたします（令和2年2月1日付け改正）。

同ウイルスにより事業活動に影響が出ている県内中小企業者の皆様におかれましては、ご活用のご検討をお願いいたします。

経営支援資金（一般枠）

○融資対象 最近3か月の売上等が過去3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少している方

感染症法における「指定感染症」または知事が特に対応が必要と認める疾病等の影響により売上等が減少した場合、この対象要件を

3か月の売上減少実績

ではなく、

1か月の売上減少実績と
その後2か月の減少見込み

で判定することが可能となります。

新型コロナウイルスによる肺炎が指定感染症に指定・施行されるのは2月7日予定ですが、今回は知事が認めた場合に該当し、2月1日よりご活用いただけます。

【参考】経営支援資金（一般枠）概要

融資利率	年1.4%以内
信用保証料率	年0.45～1.30%
融資限度額	8,000万円
融資期間	運転7年間
据置期間	1年以内